

令和5年度

新庄市青少年育成市民会議 地域青少年健全育成助成事業

募集!

募集期間 6月1日(木)～23日(金)

青少年健全育成活動を推進するため

地域のみなさんが企画・実施する事業を募集します

問合せ先 新庄市青少年育成市民会議

〒996-8501

新庄市沖の町10-37(新庄市社会教育課内)

TEL:0233-29-2345

令和5年度「地域青少年健全育成助成事業」応募要領

1. 趣 旨

地域の青少年健全育成活動の推進のために、市民のみなさんが企画・実施する事業に対し、事業経費を助成します。

2. 募集内容

次のいずれかに該当する事業を募集します。ただし、団体の運営や懇談会の経費など、事業の実施に直接関わらない経費は助成対象となりません。

- 青少年の自立支援にかかわる事業
- 青少年のボランティア活動促進にかかわる事業
- 青少年の国際理解・交流にかかわる事業
- 青少年の非行防止にかかわる事業
- 異世代間の交流、明るい家庭づくりにかかわる事業
- その他助成事業の目的に沿った内容であると判断した事業

3. 対象団体

新庄市内の自治会・子ども会、またはそれらの連合組織など地域にかかわる団体とします。

4. 応募方法

応募用紙（様式）に必要事項を記入のうえ、新庄市青少年育成市民会議まで提出ください。様式は新庄市社会教育課に設置します。

ホームページにも掲載しています。 <https://stylelinkage.com/simin>

5. 募集期間

令和5年6月1日（木）～6月23日（金）

6. 事業実施期間

令和5年6月1日（木）～令和6年3月29日（金）

7. 審査方法

事業目的、事業内容、事業効果、実現可能性について審査を行います。

8. 助成額

事業経費の1/2以内で、上限5万円とします。

9. 交付までの日程

- 7月上旬 審査会の開催
- 7月中旬 結果を申請団体へ通知
- 7月下旬 助成金の交付

10. その他

- ①次の事業は助成の対象になりません。
 - 営利を目的とするもの
 - 国または県から助成を受けている事業、もしくは受ける予定のもの
- ②事業経費に充当するために参加費を徴収しても構いません。

11. 主催・問合せ

新庄市青少年育成市民会議 〒996-8501 新庄市沖の町10-37(新庄市社会教育課内)
TEL 29-2345 e-mail shogaku@iris.ocn.ne.jp